

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子どもの医療費の助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、子どもの医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和6年8月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費の助成に関する事務
②事務の概要	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、交付申請書受理、資格要件審査、認定、医療費助成の支給等を行う。 特定個人情報とは下記の場合に使用する。 1. 交付申請書・各種届出書の受理 2. 交付申請書・各種届出書に基づく受給資格認定、医療証交付 3. 支給額決定及び支払 4. 電子申請による医療証の再交付申請の受理 5. 電子申請による申請事項変更届の受理
③システムの名称	1. 総合保健福祉システム(児童福祉) 2. システム共通基盤(団体内統合宛名) 3. 中間サーバー 4. 東京共同電子申請・届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 子どもの医療費助成システム 2. 電子申請データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第2項②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条9号②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I-7請求先	政策経営部広報課行政情報グループ	政策経営部区民相談課行政情報グループ	事後	組織改正による
平成28年5月18日	II-1, 2いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月16日	I-3法令上の根拠	豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第1の3項	①番号法第9条第2項②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3	事後	
平成28年12月16日	I-4①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成28年12月16日	I-4②法令上の根拠	(空欄)	①番号法第19条9号(予定)②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3	事前	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 時田 哲	子育て支援課長	事後	評価書様式の変更による
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和元年8月29日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成31年4月1日 時点	令和元年8月29日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月7日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和元年8月29日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和元年8月29日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年11月4日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条8号(予定)②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3	①番号法第19条9号(予定)	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条9号(予定)②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3	①番号法第19条9号②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用と提供に関する条例第4条第1項別表1項番3	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	